

横浜市

羽 沢 横 浜 国 大 駅 周 辺 地 区

道 路 特 定 事 業 計 画

2023年12月

横 浜 市 神 奈 川 区

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区

横 浜 市 道 路 局



**横浜市**  
**羽 沢 横 浜 国 大 駅 周 辺 地 区**  
**道路特定事業計画**

**【 目 次 】**

1. はじめに .....	1
2. バリアフリー法の仕組み .....	2
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路 .....	3
4. 道路特定事業計画とは .....	5
5. 整備方針 .....	5
6. 整備計画 .....	8
(1) 神奈川区	
1) 個別経路の事業計画	
2) 道路特定事業の対象経路	
(2) 保土ヶ谷区	
1) 個別経路の事業計画	
2) 道路特定事業の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって .....	36



## 1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

羽沢横浜国大駅周辺地区では、平成20年より、保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会、常盤台地域ケアプラザや横浜国立大学で構成される「常盤台ワークショップ」にて「老後も住み続けられる常盤台地区のまちづくり」を目指し、地域主体のワークショップが継続的に行われています。それらの活動の中で、令和元年11月の羽沢横浜国大駅開業を契機に保土ヶ谷区常盤台地区を中心に和田・釜台地区、神奈川区羽沢地区も加わり、地域のバリアフリーに関する検討が行われました。この検討内容をもとに、バリアフリー法第27条に基づいた「基本構想の作成等提案制度」※1による提案書が横浜市に提出されました。

本地区の羽沢横浜国大駅は、相鉄・JR 直通線（令和元年11月）、相鉄・東急直通線（令和5年3月）の開業により東京都心部までのアクセスが向上するとともに、駅周辺については約2.2haの敷地に駅・商業施設・レジデンス・防災広場等が一体となった開発が予定されています。これらの開業・開発に伴い、当該地区は駅や生活関連施設の利用者の増加が今後見込まれるため、駅周辺地区における生活関連施設間の移動等の円滑化を図る必要があります。これらのことから、地域で十分に検討されてきた経緯も踏まえ、駅開業を契機に、横浜市として令和4年5月に当該地区を対象とした「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この新たな基本構想の実現に向け、「羽沢横浜国大駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

### ※1 基本構想の作成等提案制度：

提案制度は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【通称：バリアフリー法】」に基づき、バリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度。

## 2. バリアフリー法の仕組み

### (1) バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

#### ■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

#### ■重点整備地区でのバリアフリー化の推進

市町村ではバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとされています。

### (2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

### 3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想では、神奈川県、保土ヶ谷区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

#### ■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設のことです。

主として、

(1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。

(2) その施設へ至るまで、羽沢横浜国大駅から徒歩圏内（概ね500m～1km）であること。

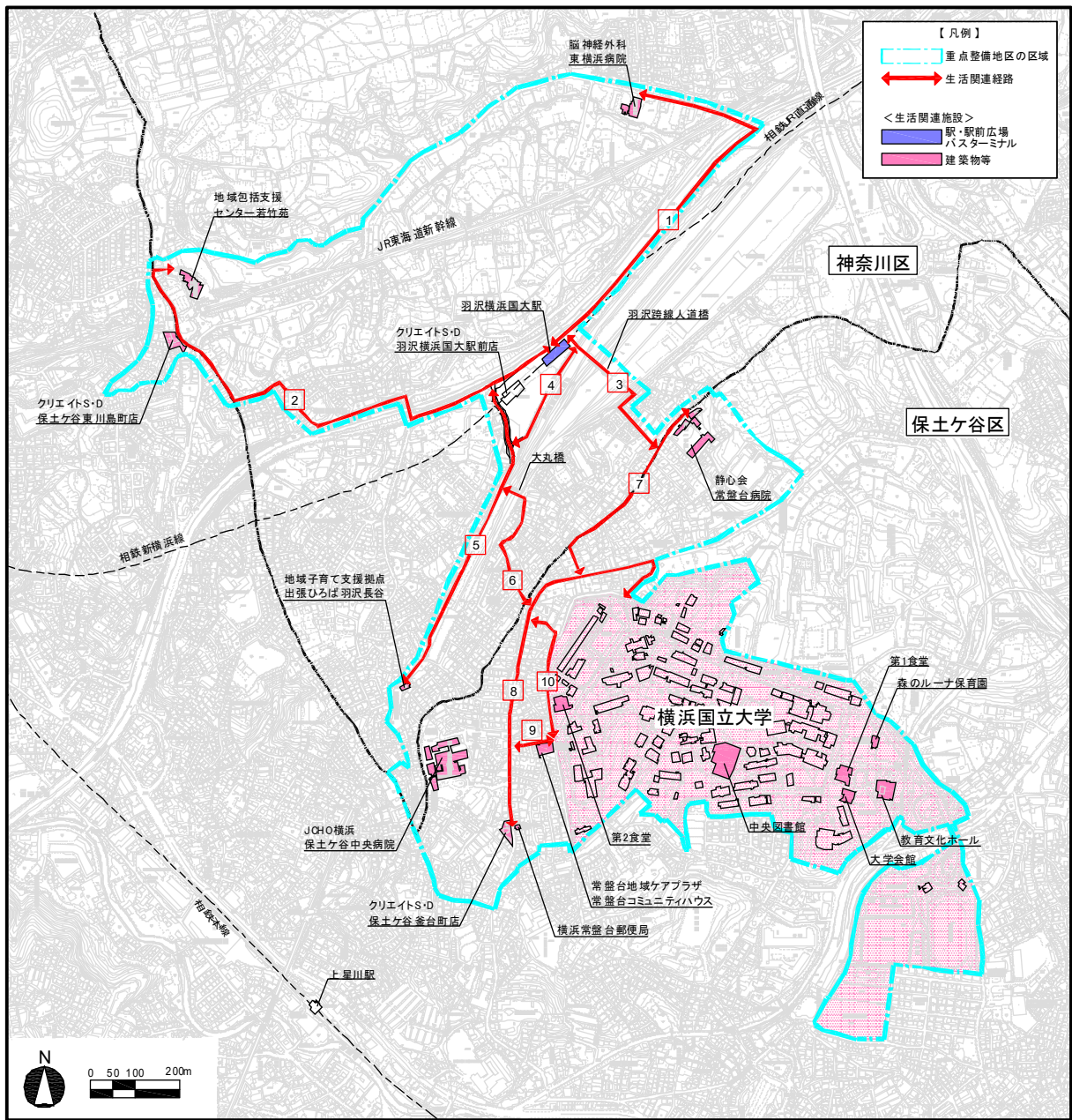
という条件を満たす施設です。

#### ■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のことです。

# 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

## 【羽沢横浜国大駅周辺地区】



横浜市建築局都市計画基本データ(地図情報レベル2500)により作成



#### 4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

#### 5. 整備方針

##### (1) 目標年次

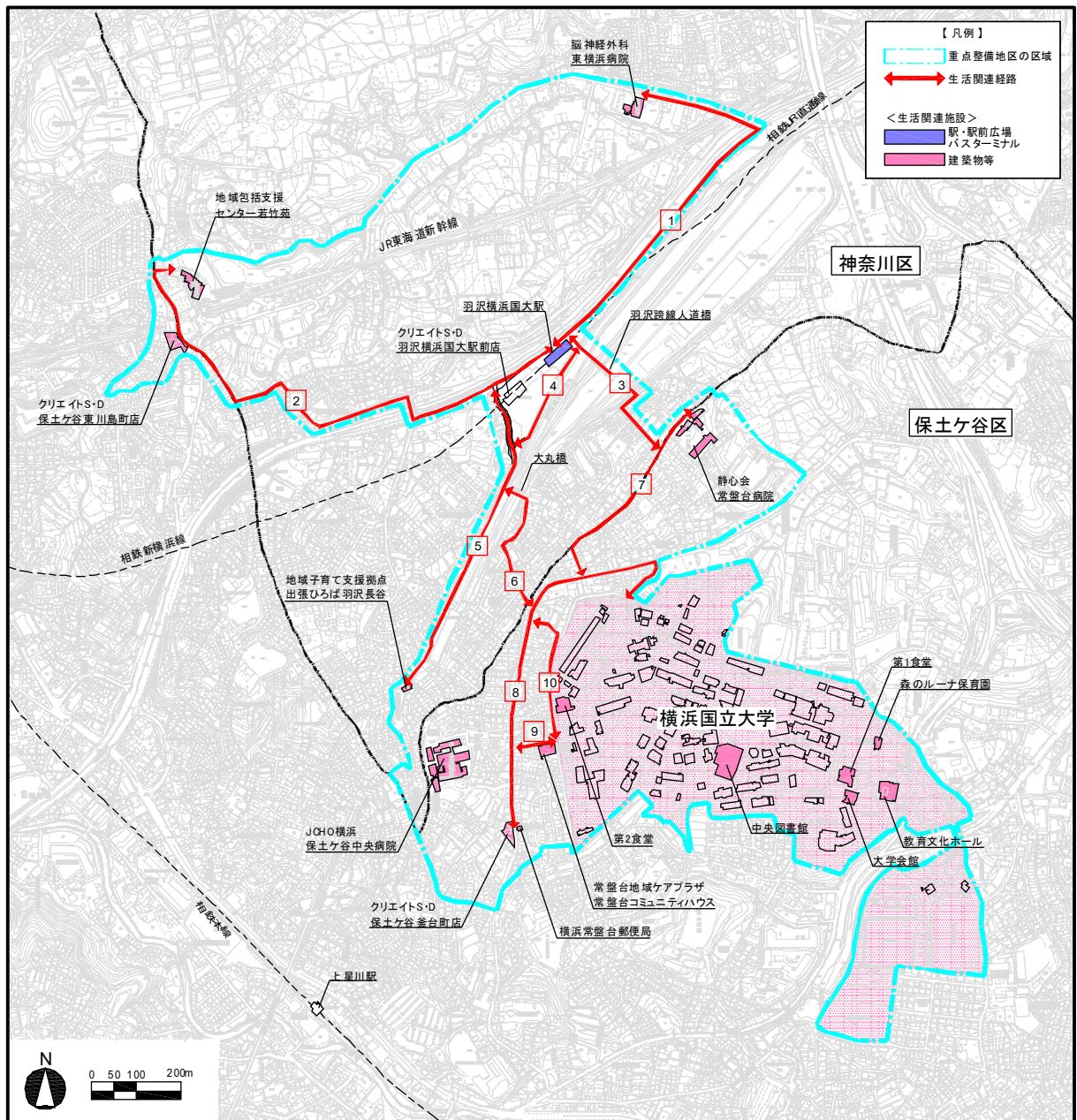
原則として、2027年度までを目標に整備を実施します。

##### (2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 対象経路の事業範囲

生活関連施設相互間のネットワークを考慮して、対象経路の事業範囲を設定しました。



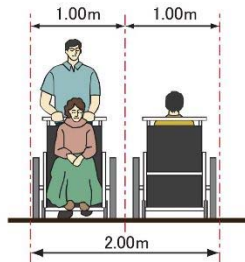
横浜市建築局都市計画基本データ(地図情報レベル2500)により作成

#### (4) 主な整備基準

「横浜市移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

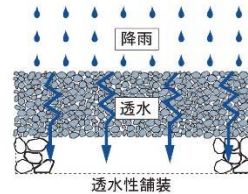
##### ■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



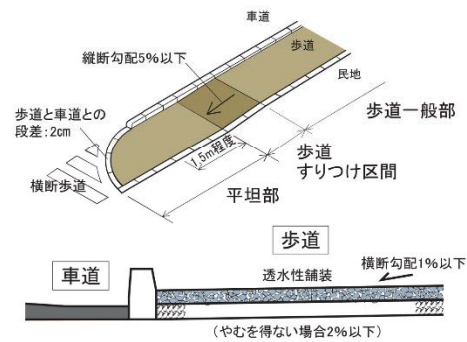
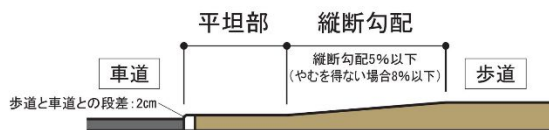
##### ■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



##### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



##### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

(基本構想で提起された課題のうち、すでに整備や改修が完了した箇所については事業から除外しています)

(1) 神奈川區

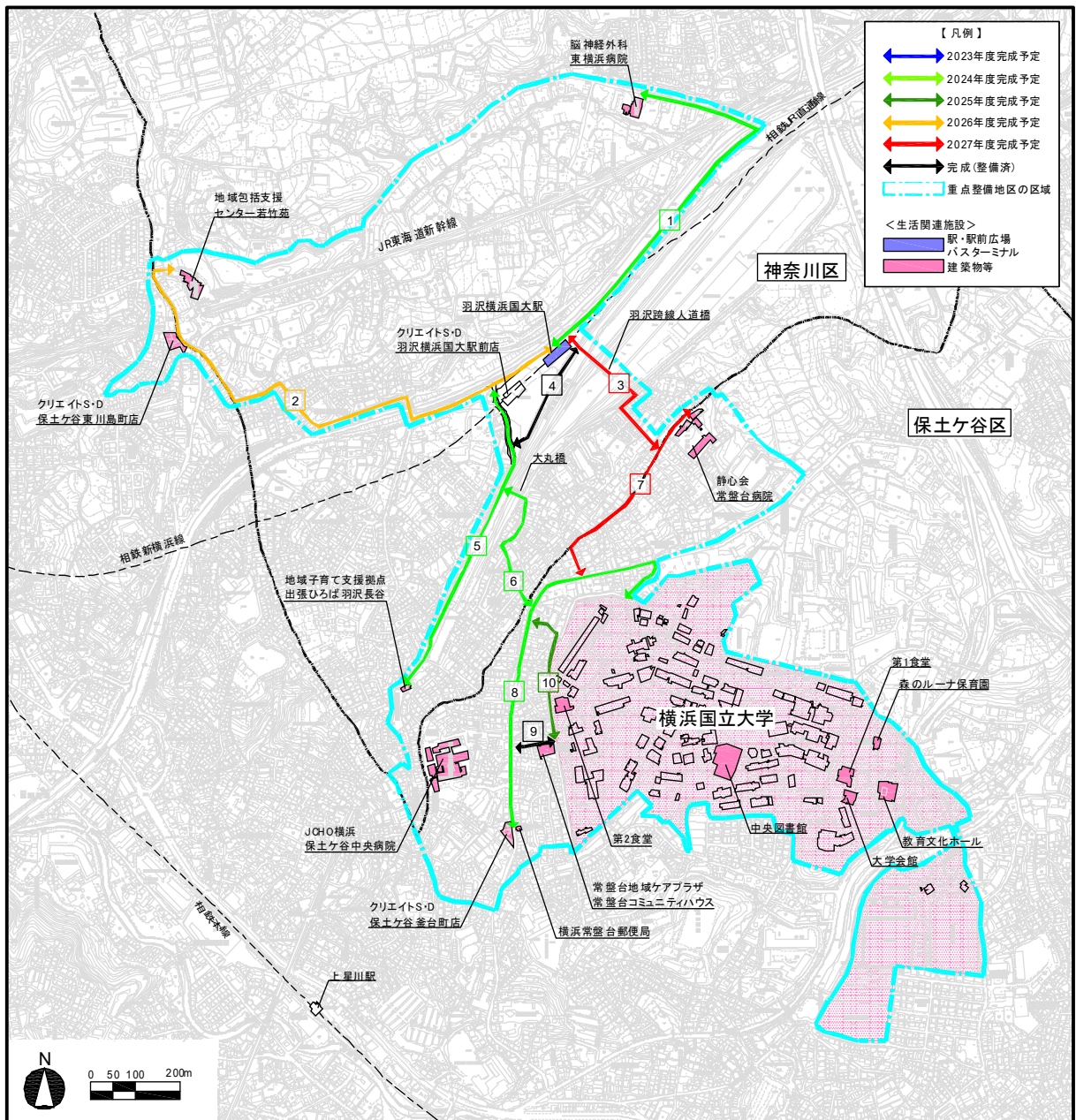
1) 個別経路の事業計画

**【 羽沢横浜国大駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧 】**

経路・区間		事業内容と事業量																事業実施に 際して配慮 すべき 重要事項									
経路名称 事業区間	事業延長 m	経路の種類		道路構造の改修						視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修				その他						事業実施 予定期間 (年度)							
		生活 関連 施設	生活 関連 経路	歩道 の 拡幅	車道 の 改修	歩道の改修				連続 敷設	経路 誘導	部分 敷設	交差 点等	車止 めの 改善	段差 の 改修	蓋排水 施設の 新設	区画 線の 改修		区画 線の 新設		(文字・ 記号)	区画 線の 改修	カラー ベルトの 改修				
						全面 改修	部分 改修	改善 平坦 性の 舗装	歩車 連 続 界 界 プ															新 設	改 修	新 設	改 修
		m	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	箇所	m	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	m								
1 片倉第399号線、川島三枚町線	20	●									2										2023	2024	2025	2026	2027		
2 片倉第399号線、菅田第233号線、羽沢第72、110、121、122、126、130号線	850	●		24		7		2			12		12		1				2								
3 羽沢第145、332号線、峰沢2号線	53	●		220																							
5 羽沢第141、144、248、249号線	390	●												7		250	140										
6 峰沢第2号線、羽沢第198号線	65	●														225											



## 2) 道路特定事業の対象経路

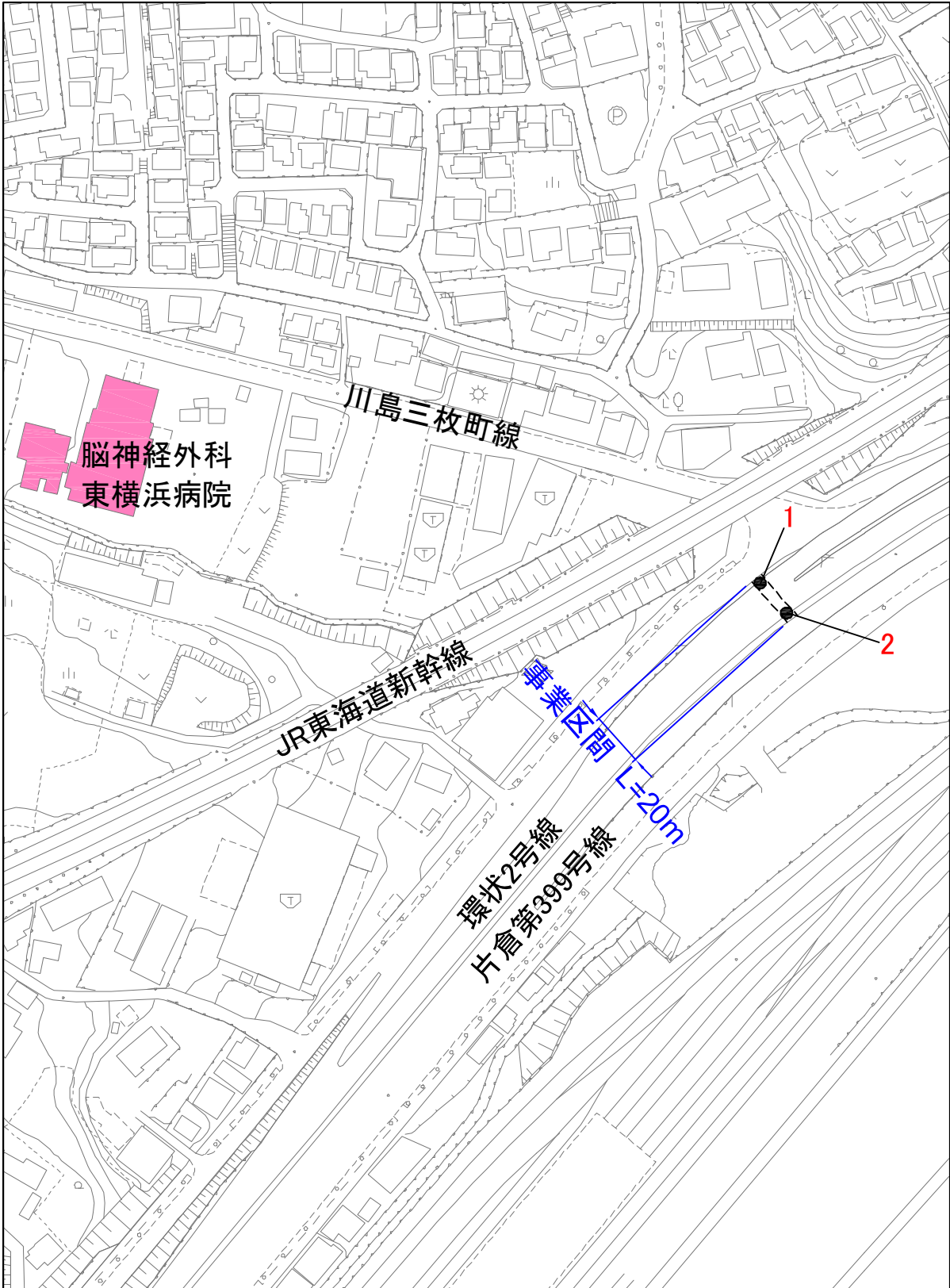


横浜市建築局都市計画基本データ(地図情報レベル2500)により作成

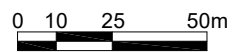
※バリアフリー基本構想において、経路1-2、3-1、3-2、5-6に課題があげられているが、現地調査の結果、現状で補修や改修の必要がないことが確認されたため、本計画では対象としないこととする。

■経路1

道路特定事業計画書				【生活関連経路】	
経路名		片倉第399号線、川島三枚町線			
事業区間		環状2号線、川島三枚町線交点付近			
事業延長		20m			
事業実施予定期間		2023～2024年度			
【整備方針】					
課題：横断歩道手前の視覚障害者誘導用ブロックが片側のみ設置されている。					
対策：視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。					
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保					
歩道の拡幅		m			
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m			
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平坦性の改善	箇所			
	勾配の改修	箇所			
歩車道境界ブロックの改修		m			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	1、2	
	改修	箇所			
その他					
		箇所			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					



1 : 整備箇所



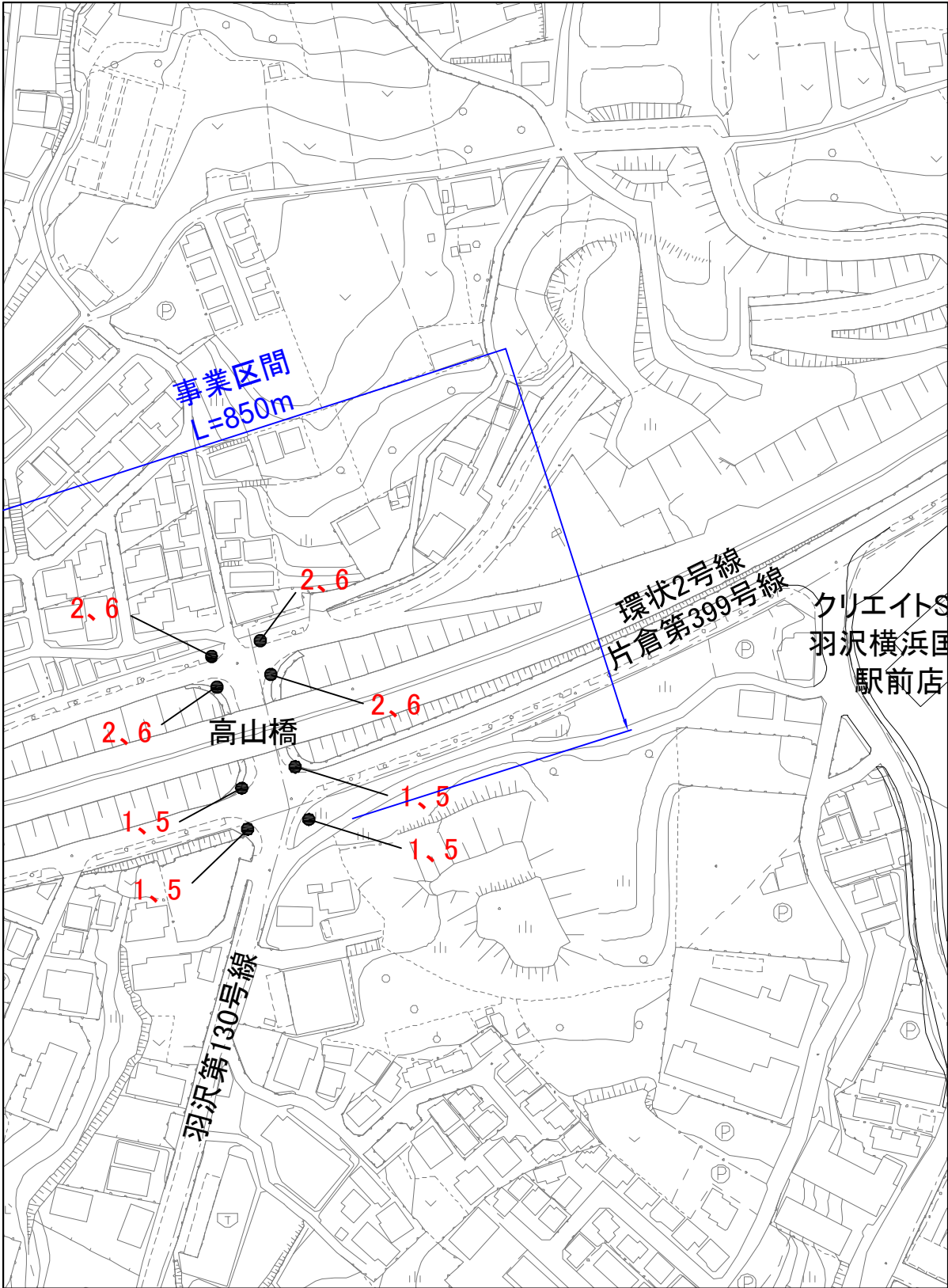
横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

道路特定事業計画書		【生活関連経路】			
経路名	片倉第399号線、菅田第233号線、羽沢第72、110、121、122、126、130号線				
事業区間	高山橋交差点～地域包括支援センター若竹苑前				
事業延長	850m				
事業実施予定期間	2024～2026年度				
【整備方針】					
課題：横断歩道手前の視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。					
対策：視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。					
【事業内容】					
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩道空間の確保					
	歩道の拡幅	m			
道路構造の改修					
	車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m			
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平坦性の改善	箇所			
	勾配の改修	箇所			
	歩車道境界ブロックの改修	m			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	12	1～4	
	改修	箇所			
その他					
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					

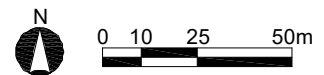


<b>道路特定事業計画書</b> <b>【生活関連経路】</b>				
経路名	片倉第399号線、菅田第233号線、羽沢第72、110、121、122、126、130号線			
事業区間	高山橋交差点～地域包括支援センター若竹苑前			
事業延長	850m			
事業実施予定期間	2024～2026年度			
<b>【整備方針】</b> 課題：車止めの間隔が狭い、または広い。  対策：車止めの間隔を改修する。				
<b>【事業内容】</b>				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平坦性の改善	箇所		
	勾配の改修	箇所		
歩車道境界ブロックの改修	m			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
車止めの改善	箇所	12	5～9	
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>				

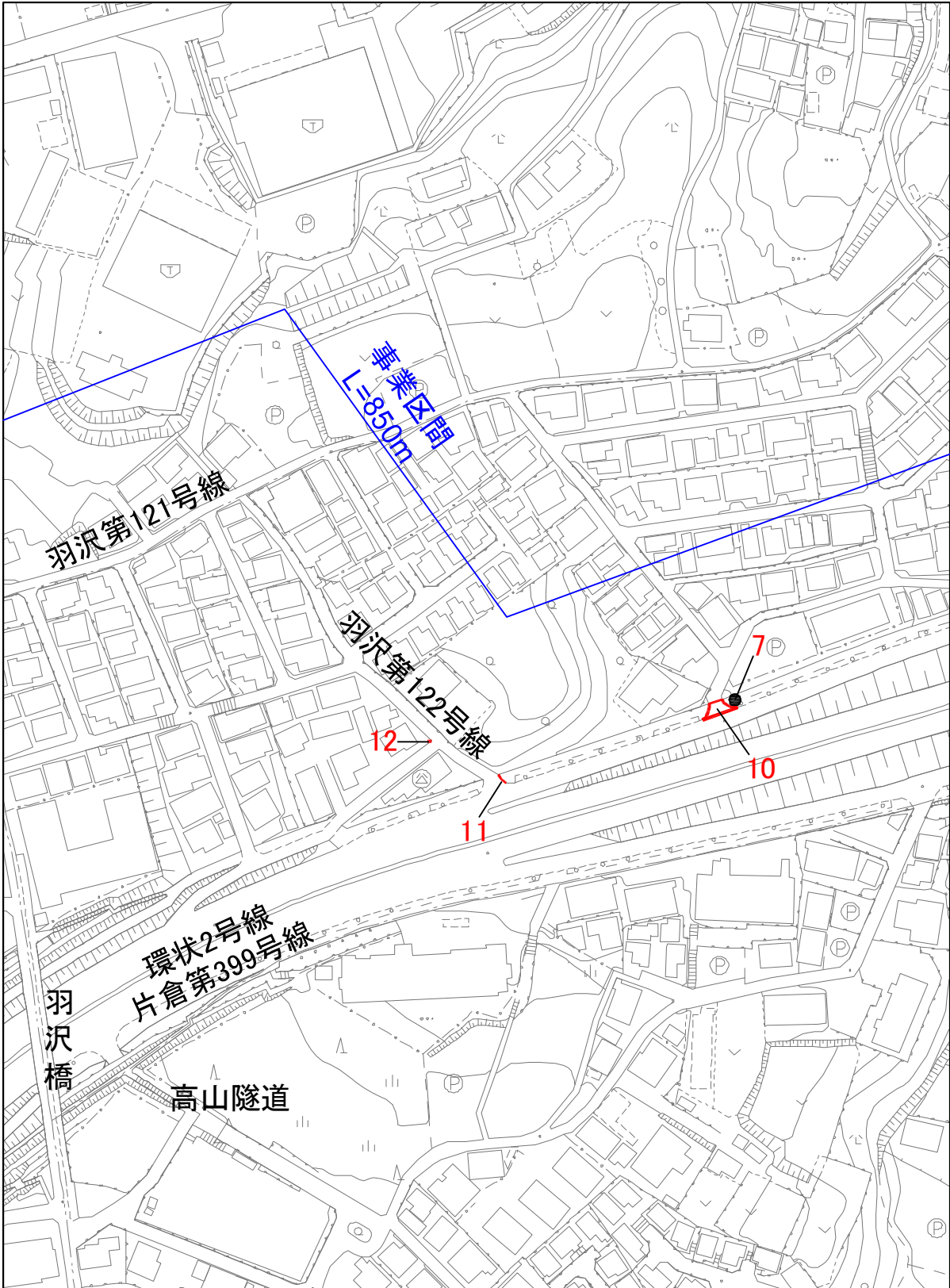
<b>道路特定事業計画書</b> <b>【生活関連経路】</b>				
経路名	片倉第399号線、菅田第233号線、羽沢第72、110、121、122、126、130号線			
事業区間	羽沢第122号線交点～地域包括支援センター若竹苑前			
事業延長	850m			
事業実施予定期間	2024～2026年度			
<b>【整備方針】</b>				
課題	舗装が劣化して通行に支障がある。 歩車道境界ブロックの段差が大きい。 グレーチングの目が大きく、杖や車椅子の通行に適さない。 区画線（減速マーク）がかすれて車の速度が速い。			
対策	舗装の改修を行う。 歩車道境界ブロックの改修を行う。 排水施設の蓋を改修する。 減速マークに換えて文字「速度落せ」の区画線を設置する。			
<b>【事業内容】</b>				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>	24	10
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>	7	14
	平坦性の改善	箇所		
	勾配の改修	箇所		
歩車道境界ブロックの改修		m	2	11
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
排水施設の蓋改修		箇所	1	12
区画線の改修		箇所	2	13
				文字・記号
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>				



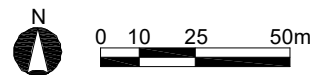
1 : 整備箇所



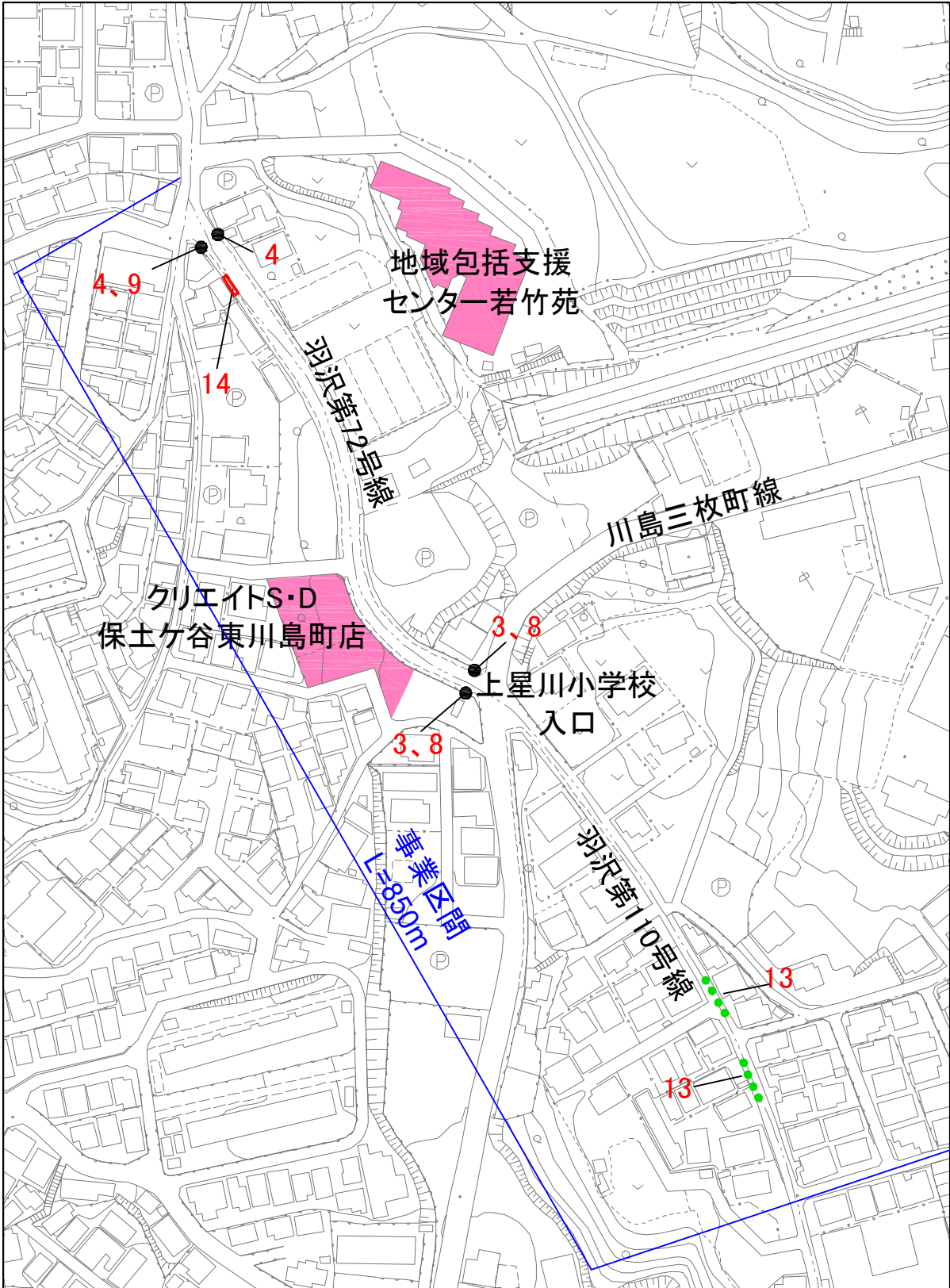
横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成



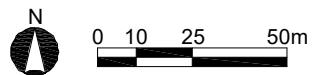
1 : 整備箇所



横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成



1 : 整備箇所

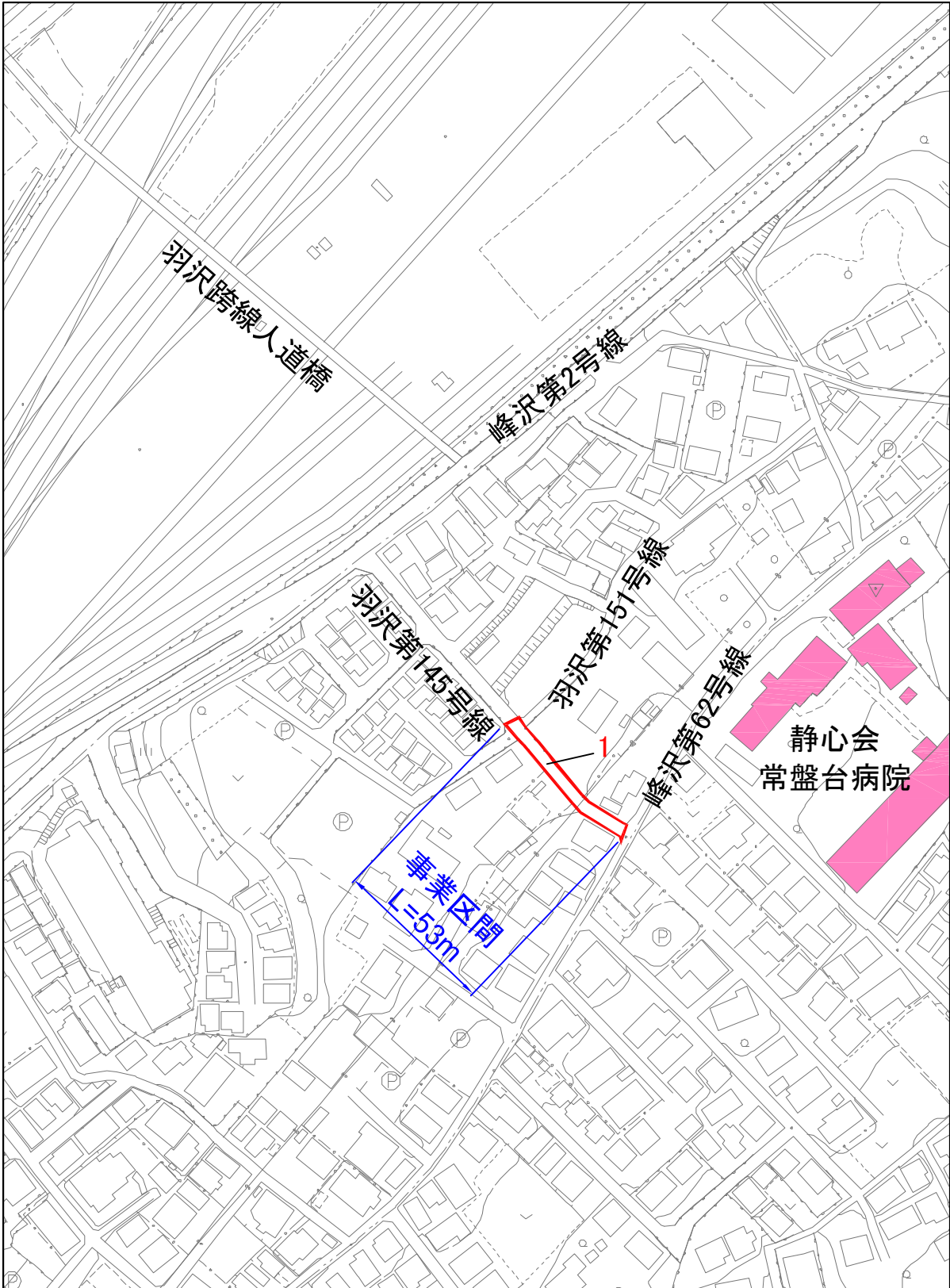


横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

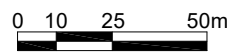


■経路3

道路特定事業計画書 【生活関連経路】				
経路名	羽沢第145、332号線、峰沢2号線			
事業区間	羽沢第151交点～峰沢第62号線交点			
事業延長	53m			
事業実施予定期間	2027年度			
【整備方針】				
課題 : 舗装が劣化して通行に支障がある。				
対策 : 舗装の改修を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>	220	1
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平坦性の改善	箇所		
	勾配の改修	箇所		
	歩車道境界ブロックの改修	m		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
	箇所			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



1 : 整備箇所

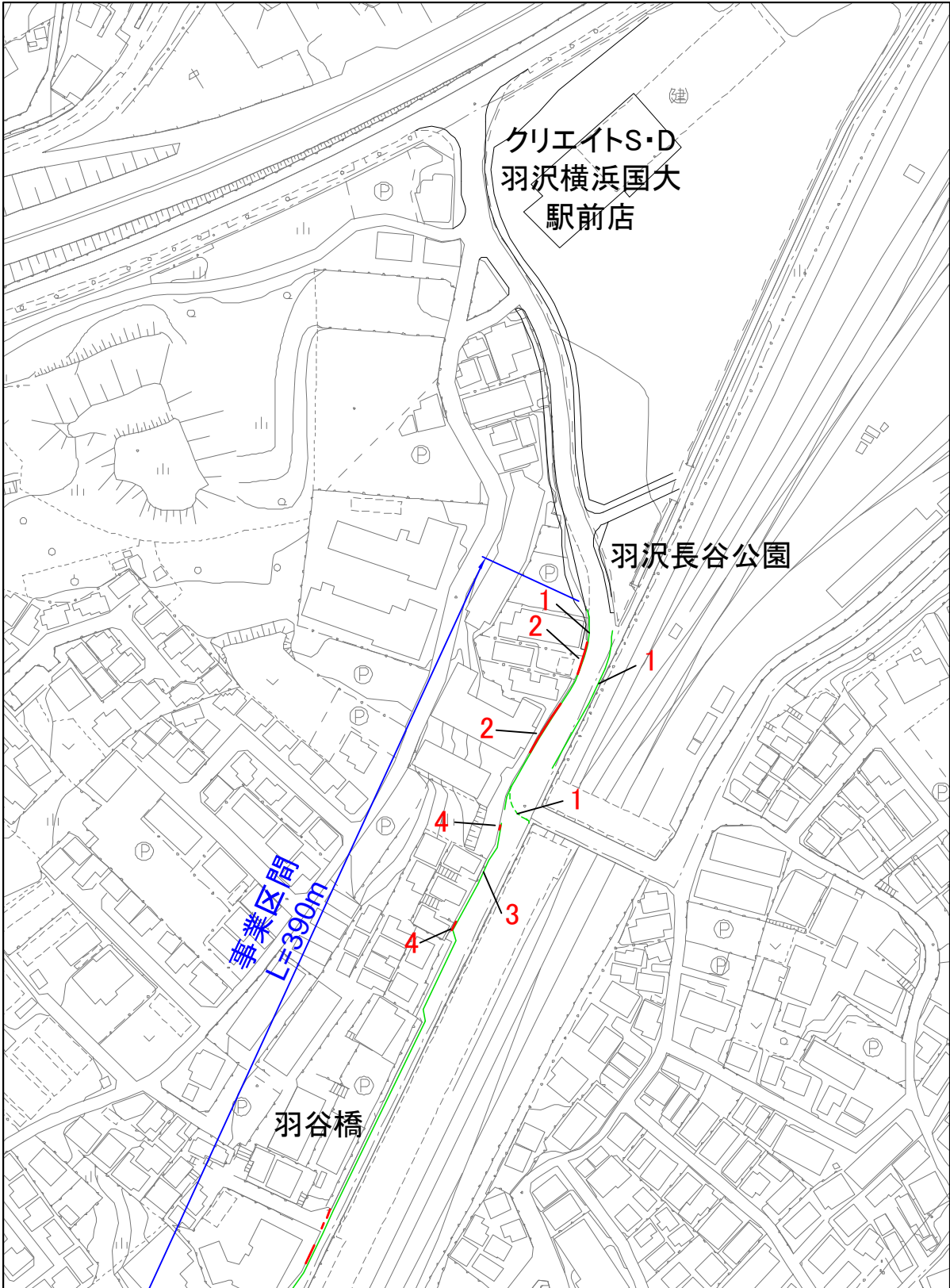


横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

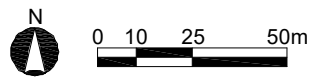
■経路5

道路特定事業計画書 【生活関連経路】					
経路名	羽沢第141、144、248、249号線				
事業区間	羽沢長谷公園付近～釜台トンネル付近				
事業延長	390m				
事業実施予定期間	2023～2024年度				
【整備方針】					
課題	歩車の分離がされていない。 道路に段差が多い。				
対策	区画線の改修、設置を行う。 道路の段差の改修を行う。				
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保					
	歩道の拡幅	m			
道路構造の改修					
	車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m			
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平坦性の改善	箇所			
	勾配の改修	箇所			
	歩車道境界ブロックの改修	m			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所			
その他					
	区画線の改修	m	140	1	
	段差の改修	箇所	7	2、4	
	区画線の新設	m	250	3、5	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					

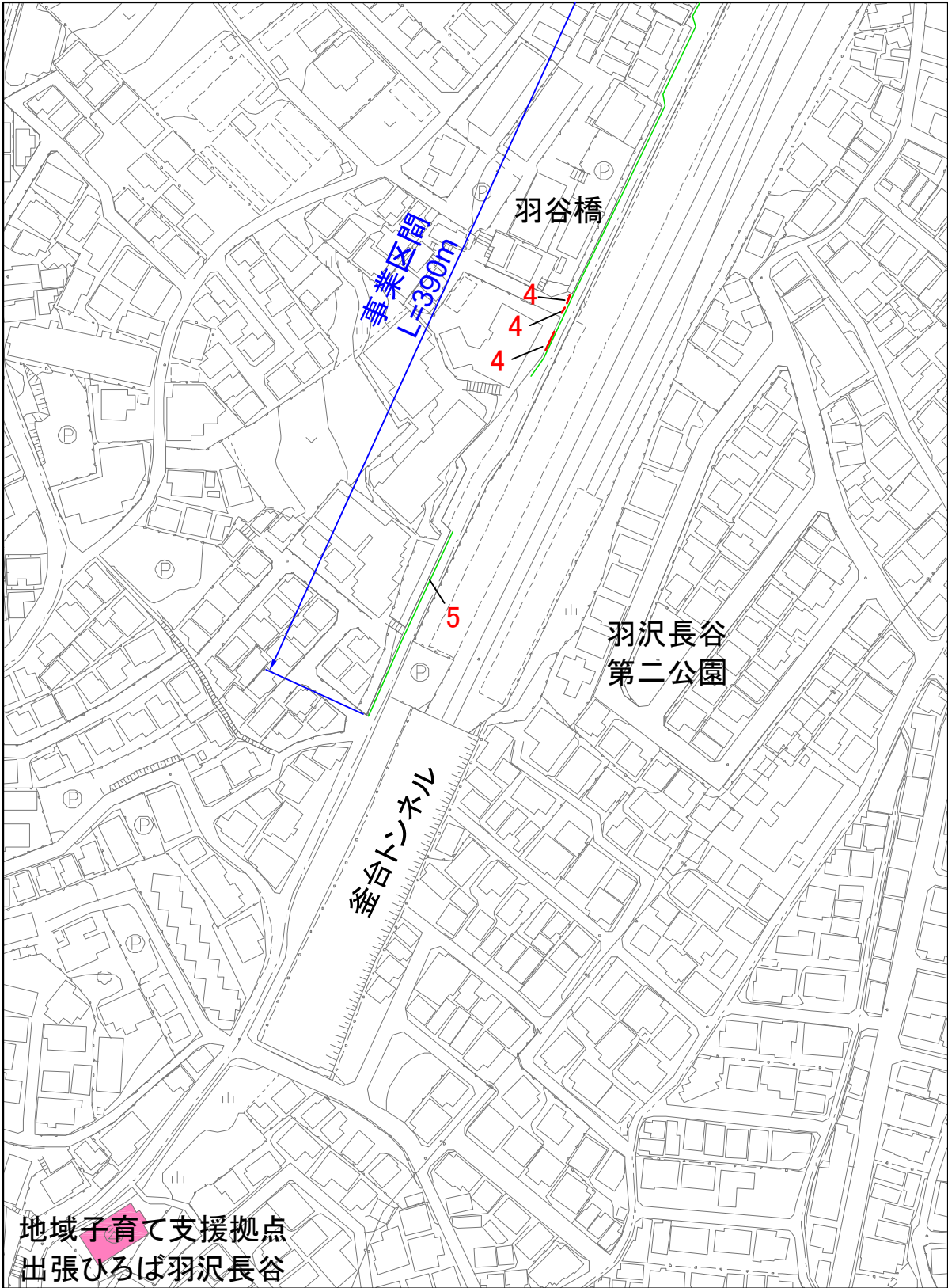




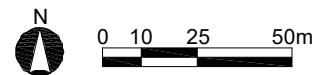
1 : 整備箇所



横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成



1 : 整備箇所

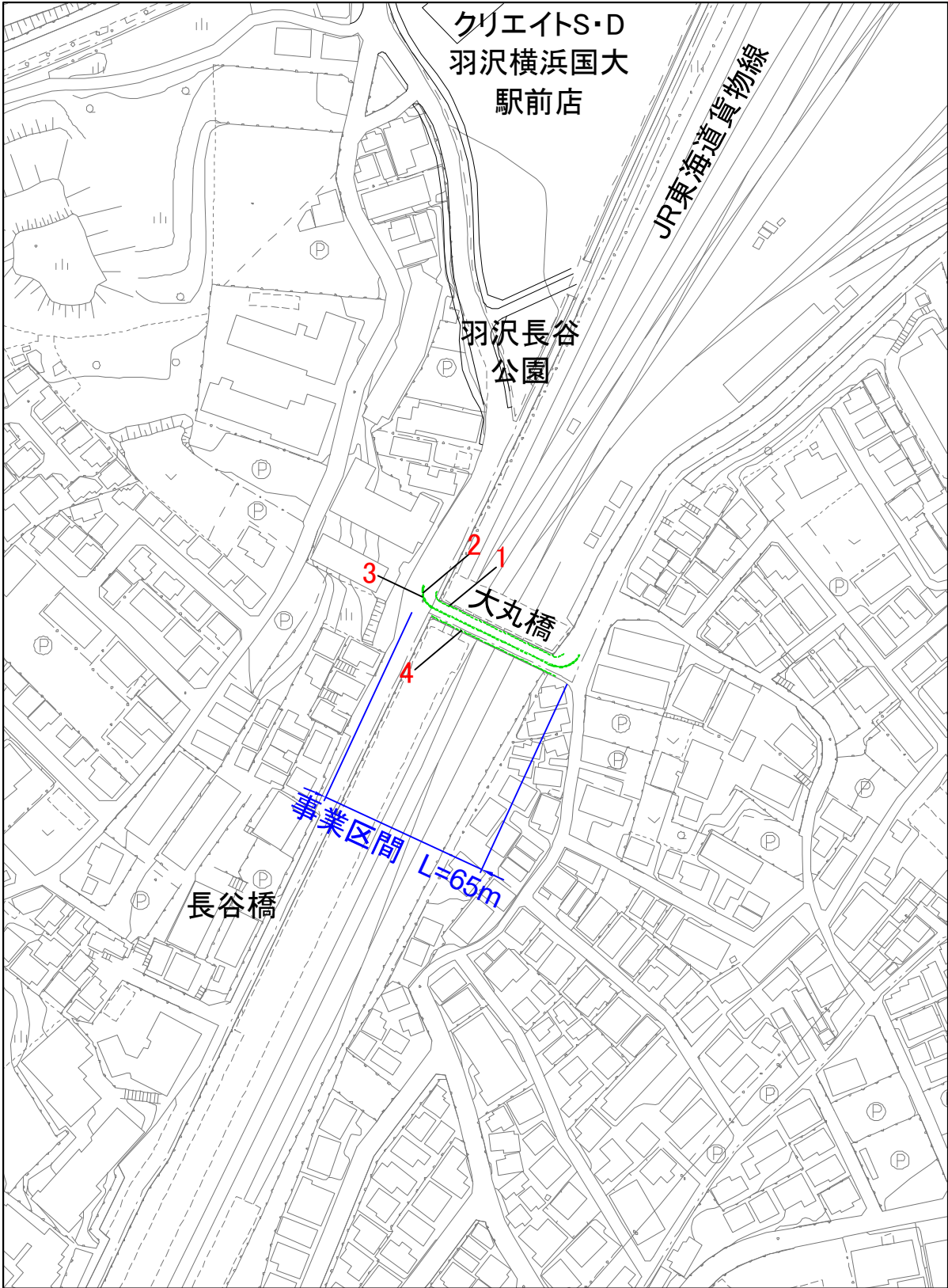


横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

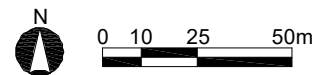


■経路6

道路特定事業計画書 【生活関連経路】				
経路名	峰沢第2号線、羽沢第198号線			
事業区間	大丸橋			
事業延長	65m			
事業実施予定期間	2023～2024年度			
【整備方針】				
課題 : 橋の幅員が狭く、車とのすれ違いが危険。				
対策 : 減速ドットの新設を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平坦性の改善	箇所		
	勾配の改修	箇所		
歩車道境界ブロックの改修	m			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
区画線の新設	m	225	1~4	減速ドット
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



1 : 整備箇所



横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

(2) 保土ヶ谷区

1) 個別経路の事業計画

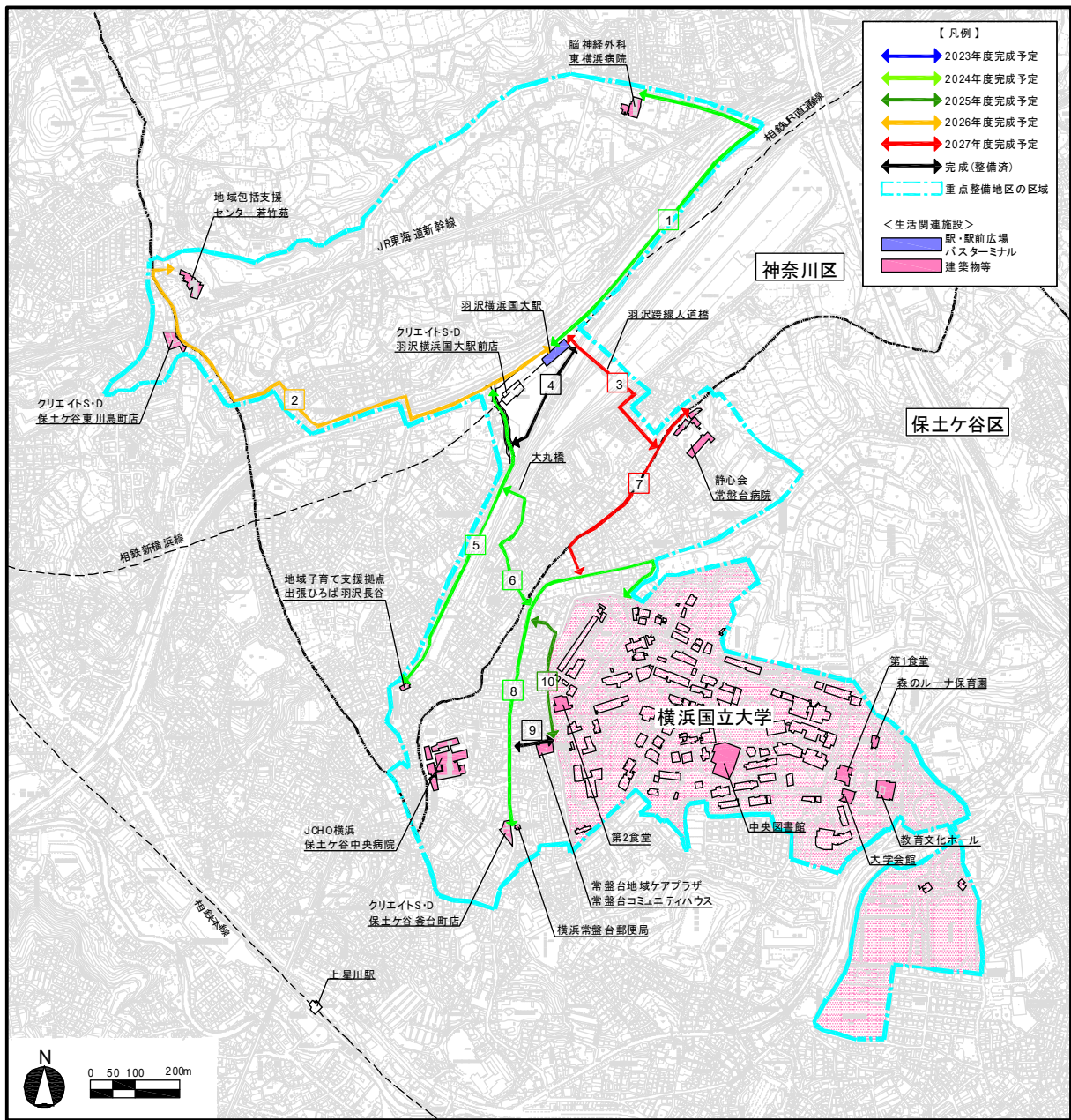
【保土ヶ谷区】

【羽沢横浜国大駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容と事業量																				事業実施予定期間(年度)					事業実施に 際して配慮 すべき 重要事項											
経路名称 事業区間	事業延長 m	経路の種類		道路構造の改修					視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修			その他										2023	2024	2025	2026	2027												
		生活関連 運施設	生活関連 運経路	歩道の 拡幅	車道の 改修	歩道の改修			連続の 敷設	経路誘導 敷設	交差点等 敷設	車止めの 改修	段差の 改修	蓋排水 施設の 改修	区画線 の新設	区画線 の改修	区画線 の改修 (文字・ 記号)	改修 区画線の 改修	カー ベルトの 改修																			
						全面 改修	部分 改修	平坦性 の 改善												歩車 境界 プ ロック の 改修	m							m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
7 峰沢第62号線、 羽沢第209号線	195	●		102																																		
8 上星川第201号線	660	●															2	8	125																			
10 羽沢第255、256号線	170	●																				133																



## 2) 道路特定事業の対象経路



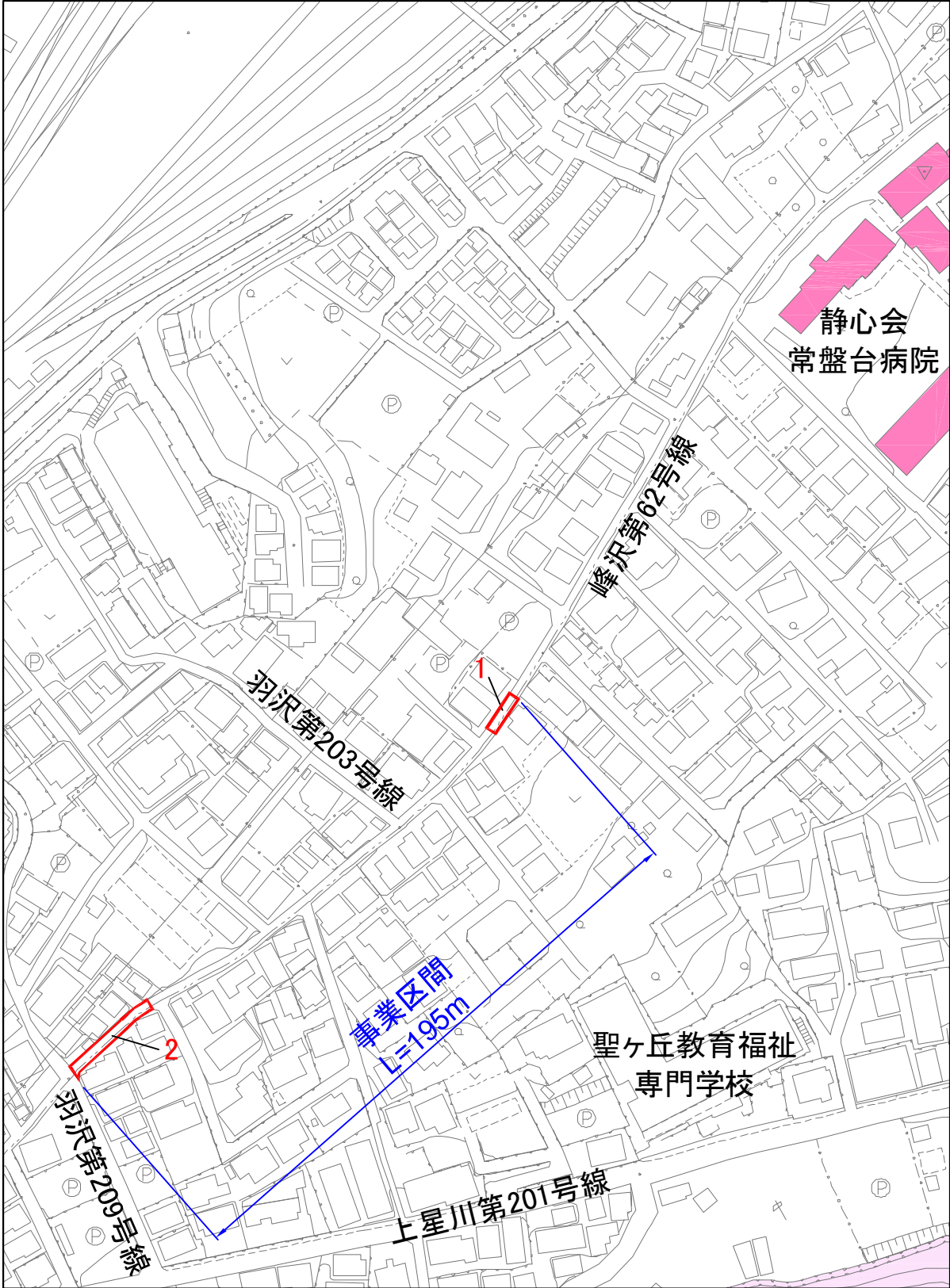
横浜市建築局都市計画基本データ(地図情報レベル2500)により作成

※バリアフリー基本構想において、経路10-1に課題があげられているが、現地調査の結果、現状で補修や改修の必要がないことが確認されたため、本計画では対象としないこととする。

■経路7

道路特定事業計画書 【生活関連経路】				
経路名		峰沢第62号線、羽沢第209号線		
事業区間		羽沢第203号線交点先～羽沢第209号線交点		
事業延長		195m		
事業実施予定期間		2026～2027年度		
【整備方針】				
課題 : 舗装が劣化して通行に支障がある。				
対策 : 舗装の改修を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>	102	1、2
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平坦性の改善	箇所		
	勾配の改修	箇所		
	歩車道境界ブロックの改修	m		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
	箇所			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				





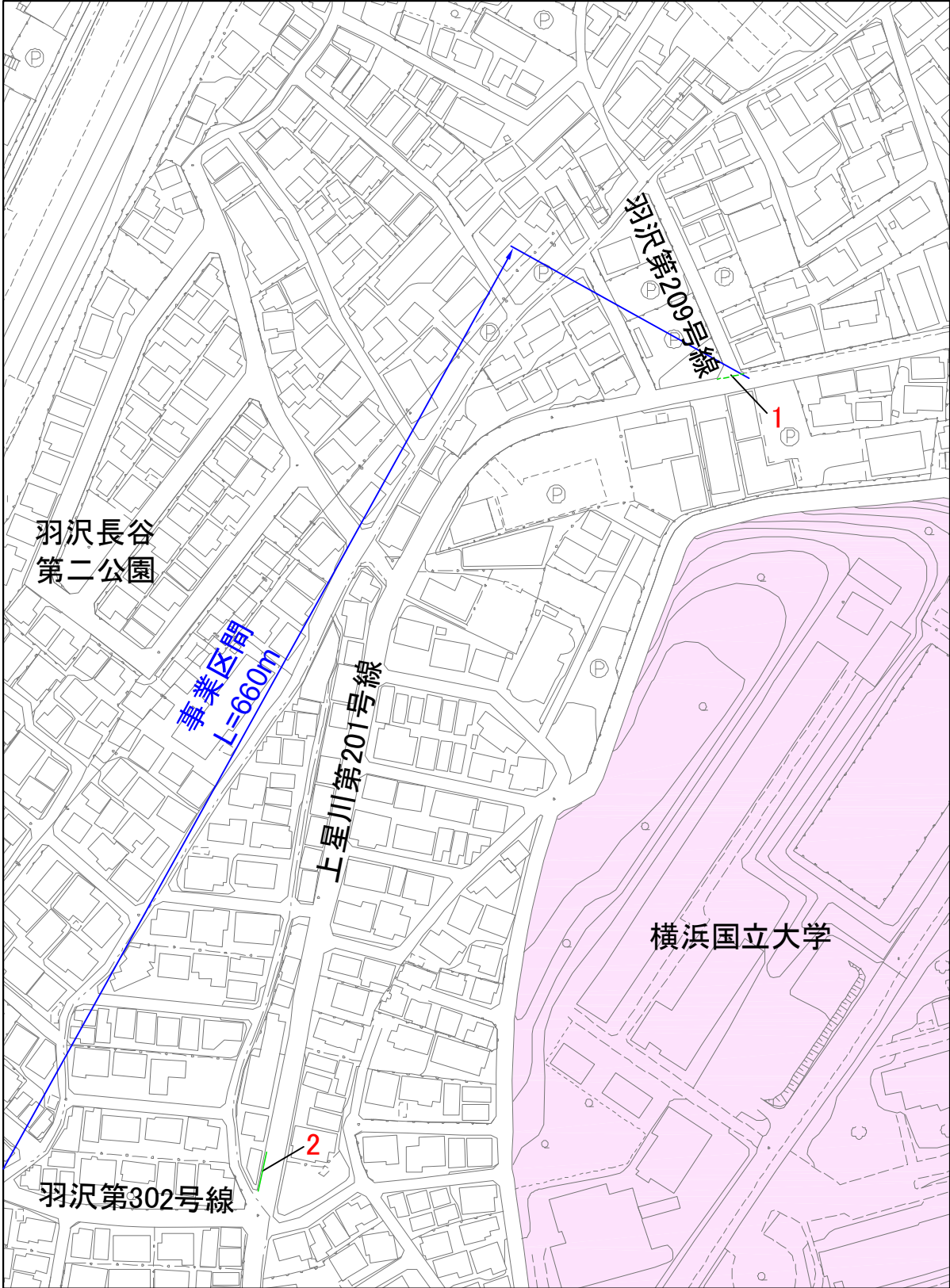
1 : 整備箇所



横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

■経路8

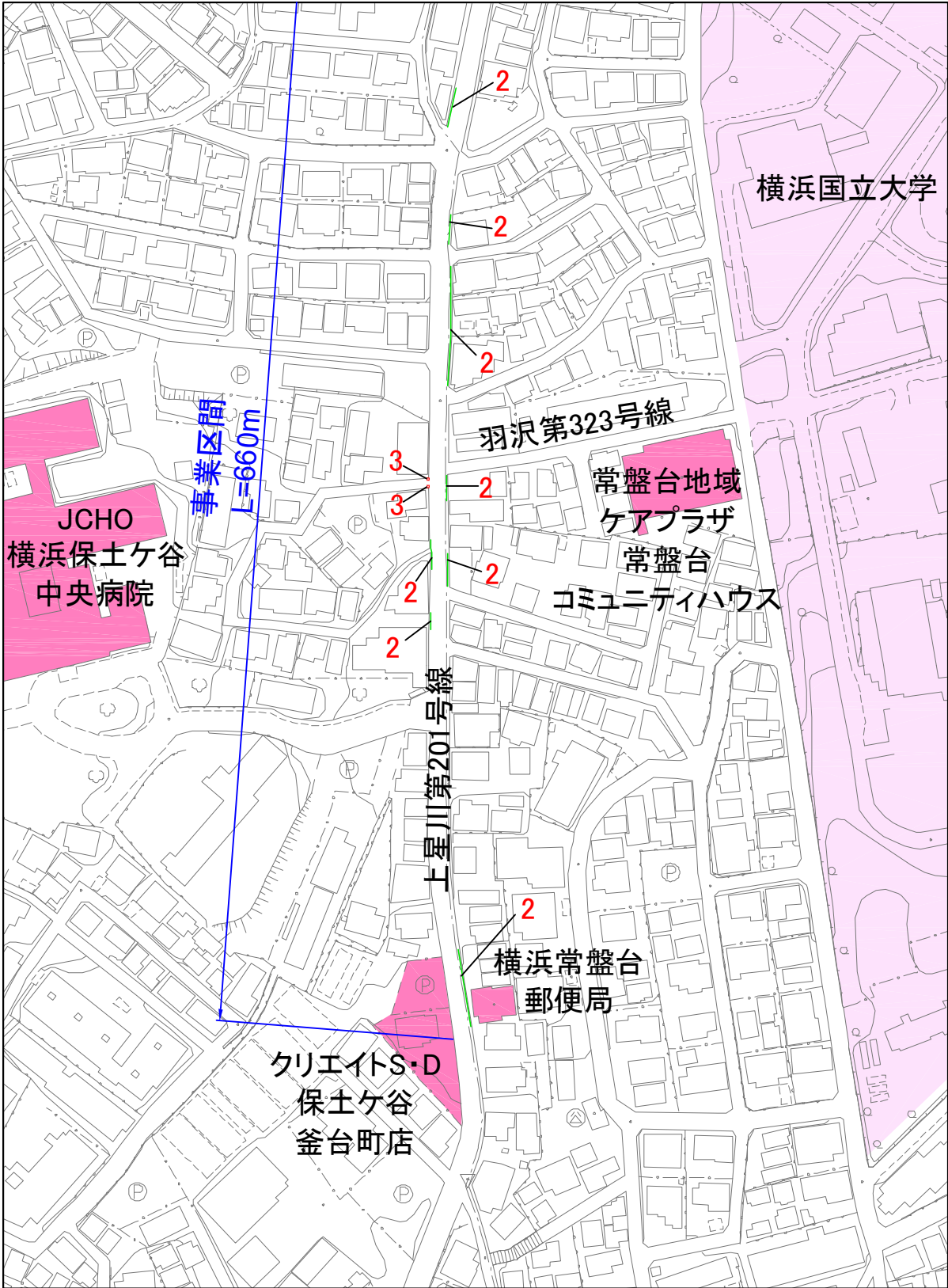
<b>道路特定事業計画書 【生活関連経路】</b> 経路名 上星川第201号線 事業区間 羽沢第209号線交点～横浜常盤台郵便局前 事業延長 660m 事業実施予定期間 2023～2024年度						
<b>【整備方針】</b> 課題 : 坂を下りた先の交通量が多く危険なため注意喚起を要する。 歩車の分離がされていない。 グレーチングの目が大きく、杖や車椅子の通行に適さない。  対策 : 区画線の設置を行う。 区画線の改修を行う。 排水施設の蓋を改修する。						
<b>【事業内容】</b>						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m <sup>2</sup>				
歩道の改修	全面改修	m				
	部分改修	m <sup>2</sup>				
	平坦性の改善	箇所				
	勾配の改修	箇所				
	歩車道境界ブロックの改修	m				
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
経路誘導の連続敷設	新設	m				
	改修	m				
交差点等の部分敷設	新設	箇所				
	改修	箇所				
その他						
区画線の新設		m	8	1	破線	
区画線の改修		m	125	2	外側線	
排水施設の蓋改修		箇所	2	3		
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>						



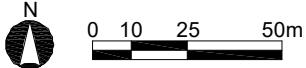
1 : 整備箇所



横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成



1 : 整備箇所



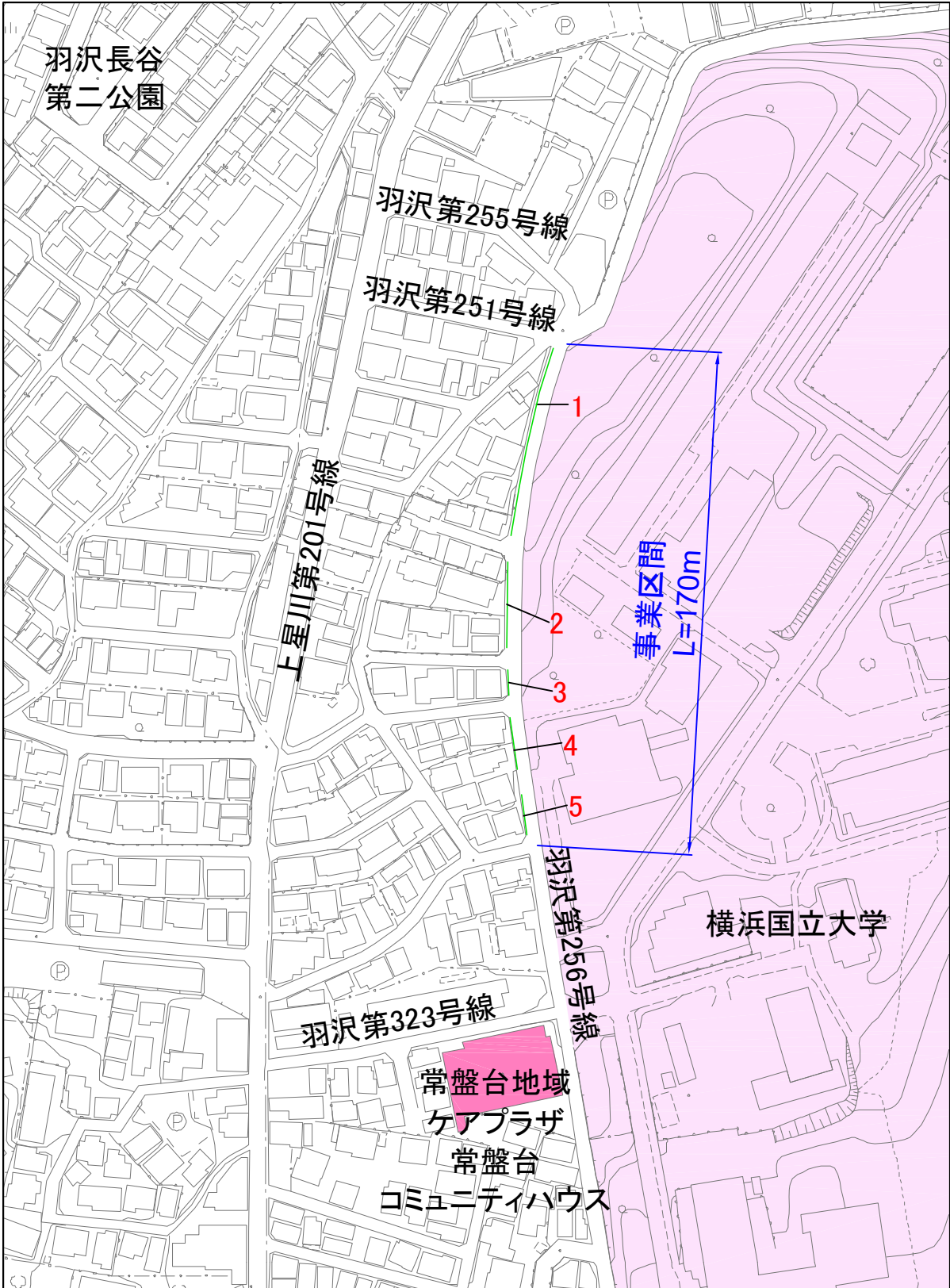
横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成



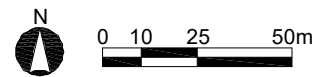
■経路10

道路特定事業計画書 【生活関連経路】					
経路名	羽沢第255、256号線				
事業区間	羽沢第251号線交点～常盤台地域ケアプラザ先				
事業延長	170m				
事業実施予定期間	2023～2025年度				
【整備方針】					
課題：区画線、カラーベルトが薄れて歩車の分離がされていない。					
対策：区画線、カラーベルトの改修を行う。					
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保					
歩道の拡幅		m			
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m			
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平坦性の改善	箇所			
	勾配の改修	箇所			
	歩車道境界ブロックの改修	m			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所			
その他					
カラーベルトの改修		m	133	1～5	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					





1 : 整備箇所



横浜市建築局都市計画図基本データ(地図情報レベル2500)により作成

## 7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占拠物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。



**横浜市**  
**羽沢横浜国大駅周辺地区**  
**道路特定事業計画**

2023年12月

**横浜市神奈川区神奈川土木事務所**

〒221-0801 神奈川区神大寺二丁目 28-22  
電話：045-491-3363 FAX：045-491-7205

**横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所**

〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 61  
電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531

**横浜市道路局道路部施設課**

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 21 階  
電話：045-671-2731 FAX：045-651-5443

【 横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9032号 】